

公立大学法人大阪工事請負等における前払金に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪が契約する工事請負、測量等（以下「工事等」という。）において、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事等に要する経費の前払金に関して、必要な事項を定める。

(前払の対象及び率)

第2条 前条に規定する工事等に関しては、当該工事等の請負人に対し、次の各号に掲げる工事等の区分に応じて、当該各号に定める割合を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。

(1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）で請負代金額が1,000,000円以上のもの 請負代金額の4割

(2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で請負代金額が1,000,000円以上のもの 請負代金額の3割

(3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で請負代金額が1,000,000円以上のもの 請負代金額の3割

2 前項第1号に掲げる工事が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとなったときは、同項の規定により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の2割を超えない範囲内で前払金（以下「中間前払金」という。）を支払うことができる。

(1) 工事期間（以下「工期」という。）の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 当該工事において、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第22条に規定する部分払の請求がされていないこと。

(5) 当該工事の工期が、4ヶ月を超えるもの（ただし、競争入札に付するものにあつては、開札の日（翌年度予算に係る契約で開札の日が当該年度の3月31日以前の案件については、次年度の4月1日）から起算するものとする。）であること。

3 前各項に定める前払金の率等は入札公告等に記載して明示する。

4 第1項第1号の規定により算出した金額に10万円未満の端数があるとき、並びに第1項第2号及び第3号の規定により算出した金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(長期継続契約の取扱い)

第3条 前条第1項第1号又は第3号に掲げる工事について、長期継続契約を締結する場合（当該工事に係る予算執行の計画が調整されている場合、その他契約の性質上、理事

長が各会計年度ごとに前払金を支払うことが適当でないとする場合を除く。)における同条の規定の適用については、同条第1項中「前払金」とあるのは「各会計年度ごとに前払金」と、同項第1号中「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の予定される出来高に相応する請負代金額(以下「出来高予定額」という。の)」と、同項第3号中「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の」と、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号」と、「請負代金額の2割」とあるのは「各会計年度ごとに、当該会計年度の出来高予定額の2割」と、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事の実施期間」と、同項第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度における工事」と、「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の」と、同項第4号中「おいて、」とあるのは「おいて、当該会計年度における次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号の規定による前払金の請求を行った後に」とする。

- 2 会計年度の第4四半期において、前項に規定する契約を締結する場合における同項の規定の適用については、当該契約を締結した会計年度及びその翌会計年度を併せて1の会計年度とみなすことができる。
- 3 前2項の場合において、当該会計年度の前年度末における出来高に相応する請負代金額が当該会計年度の前年度までの出来高予定額に達しないときは、当該請負代金額が当該出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前払金を支払わないものとする。
- 4 契約締結年度の翌年度以降に当該年度の当初前払金を支払うにあたっては、当該工事が、前項に定める出来高予定額に達していることについての認定をしなければならない。ただし、前年度末における当該工事の部分払の請求のための既済部分に関わる検査により、当該出来高予定額に達していることについて確認できる場合は、この限りでない。
- 5 前項の場合においては、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

(前払の適用除外)

第4条 第2条の規定にかかわらず、予算執行上の都合、その他やむを得ない理由があるときは、前払金支払の率を減じ又は前払金を支払わないことができる。

(前払金の追加払等)

第5条 前払金の支払後、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の請負代金額が当初の請負代金額の2割以上増減した場合においては、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を追加して支払い、又は返還させることがある。

- 2 前払金の支払後、請負代金額が減額により第2条第1項各号に定める金額未満となったときは、同条の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

(前払金の返還)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。
- (2) 工事等の契約を解除したとき。

(中間前払金に係る認定)

- 第7条 中間前払金を支払うにあたっては、あらかじめ、第2条第2項の要件に該当することについての認定を行わなければならない。
- 2 前項の認定を行うにあたっては、受注者に認定請求書(様式1)及び工事履行報告書(様式2)の提出を求めるものとする。
 - 3 前項に定める書類の提出があった場合には、直ちに認定を行い、その結果が妥当と認められるときは、認定調書(様式3)により受注者へ通知するものとする。

(前払金の整理)

- 第8条 前払金の整理については、部分払のつど、前払金精算額を部分払金額から差引いて行うものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

認定請求書

年 月 日

公立大学法人大阪理事長 様

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額 (当該会計年度の 出来高予定額 ※)	金 円 (金 円 ※)

注1) 認定資料として、様式2の工事履行報告書を添付してください。

注2) 「工期」、「請負代金額」とも契約変更があった場合は、変更後について記入してください。

注3) ※欄には、長期継続契約の場合にのみ記入してください。

ただし、今年度当初に前年度までの出来高予定額について部分払を行った場合は、当該超過額を控除してください。

(様式2)

工事履行報告書

年 月 月末現在

受注者及び

現場代理人：

工事名			
契約金額(年割額)	円 ()		
工期	年 月 日から 年 月 日		
月 別	予 定 工 程	実 施 工 程	備 考
年 月		%	%
年 月		%	%
年 月		%	%
年 月		%	%
年 月		%	%
年 月		%	%
年 月		%	%
年 月		%	%
年 月		%	%
年 月		%	%
年 月		%	%

注1) 予定工程には、完成までの月間予定として作業工種と工事進捗率を記入してください。なお、工種が多い場合は、施工予定位置(数量含)と工種をまとめて表現できる内容を記入してください。

注2) 実施工程には、当該報告月までの工事進捗率を記入してください。

注3) 備考には、予定工程と実施工程に差があった場合、その理由等を記入してください。

注4) 複数年契約は、契約金額欄に特約条項の各年出来高予定額(消費税等の額含む)を記入してください。

監督 職員	補助 監督員	監督 補助者

(様式3)

認定調書

年 月 日

様

公立大学法人大阪理事長

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前払金をする事ができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 ま で
請負代金額 (当該会計年度の 出来高予定額※)	金 円 (金 円 ※)